

施設側における口腔関連の主な加算等	
⑥口腔・栄養スクリーニング加算 +20単位	
算定する事業所	・ 認知症高齢者グループホーム ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護 ・ 有料老人ホームにおける特定施設入居者生活介護 ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス）における特定施設入居者生活介護 ・ 養護老人ホームにおける特定施設入居者生活介護 ・ 小規模多機能型居宅介護
⑥口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）+20単位 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）+5単位	
算定する事業所	上記の事業所に加えて ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 通所介護 ・ 通所リハビリテーション ・ 介護予防通所リハビリテーション ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護

★口腔・栄養スクリーニング加算について

①口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。なお、介護職員等は利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。

②口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者についてそれぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報をケアマネに対し、提供すること。ただし、イのg及びhについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと。

なお、口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、関連学会が示す記載等も参考にされたい。

イ 口腔スクリーニング

- a 開口ができない者
- b 歯の汚れがある者
- c 舌の汚れがある者
- d 歯肉の腫れ、出血がある者
- e 左右両方の奥歯でしっかりかみしめることができない者
- f むせがある者
- g ぶくぶくうがいができない者
- h 食物のため込み、残留がある者

ロ 栄養スクリーニング

- a BMIが18.5未満である者
- b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する基本チェックリストのNo11の項目が「1」に該当する者
- c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者
- d 食事摂食量が不良（75%以下）である者